

1 新たな支援制度について

◆ 中国残留邦人等の方々の特別な事情

中国残留邦人等の方々は、戦後の混乱による肉親との離別などで日本に引き揚げる機会を失い、中国、樺太（からふと）、ロシアなどの旧ソ連地域に長い期間残留を余儀（よぎ）なくされた日本人の方々です。

ようやく日本に帰国されたときには、すでに年齢を重ね中高年となっていました。日本の教育も受けることができず、日本語の習得には大変な困難がありました。言葉が不自由なため就労も思うようにはいかず、安定した職も得られないことが少なくありませんでした。

また、戦後の高度経済成長期に国外にいたことにより、他の日本人の方々とは異なり、その恩恵を受けることができませんでした。

このため、帰国後も懸命な努力をしてもなお老後の備えが不十分で、多くの方々は生活保護にたよって生活をされており、また、言葉が不自由なため地域社会にとけ込めないなどのご苦勞がありました。

◆ 新たな支援策の開始

このような事情を背景に、従来の支援策を改善し、下記の新たな支援策を実施するための法律（「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」）が、平成19年の臨時国会で衆議院・参議院とも全会一致により成立し、平成20年4月から支援が開始されました。

☆平成20年4月から開始された支援

- ① 国が保険料を負担して納付することにより、満額の老齢基礎年金等を支給
- ② 満額の老齢基礎年金等の支給を受けてもなお生活の安定が図れない場合、従来の生活保護に代わり支援給付を支給